

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882

年末調整について 用意はお早目に

平成22年も最後の月になりました。ご存じこの月は給与所得者の確定申告にあたる年末調整の月です。早目に準備にとりかかり、スムーズにその作業を完了させ、よい新年を迎えましょう。

■「年末調整」とは？
 年末調整とは、給与などの支払者が、その年最後に給与などを支払うにあたって、給与所

得者の各人別にその年にこれまで徴収してきた税額の合計額を計算し、その年中に支給する給与等の総額に対する年税額とを比較して、その過不足の精算調整を行うものです。

■準備「7カ条」■

①今年中の給与と徴収税額の集計

今年中に支払うべき給与の金額と徴収すべき税額とを一人一人についてそれぞれ集計します。

②控除すべき社会保険料の集計

今年1月1日以降、各人の給与から控除した社会保険料

の金額を各人ごとに集計します。国民健康保険料など直接本人が支払った社会保険料については「保険料控除申告書」により確認します。国民年金の保険料等を控除の対象としている場合は、支払った証明書を添付する必要があります。

③小規模企業共済等の掛金の確認

毎月の給与から差し引かれる小規模企業共済等掛金については、掛金を支払ったことを証明する書類を添付する必要があります。要はありますが、本人が直接支払ったものについては金額の多少に関係なく、その掛金を支払ったことの証明書類

を添付する必要があります。

④控除すべき生命保険料の確認

今年1年間の払込保険料が、一般の生命保険料では1つの契約で9千円を超えるものの、個人年金保険料ではすべてのものについて、その払込の領収証などの添付が必要とされています。

⑤控除すべき地震保険料の確認

保険料の金額の多少に関係なく、その保険料を支払ったことの証明書類を添付する必要があります。

⑥(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の確認

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」を受けるためには、所要事項を記載した「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」、借入等を行った金融機

関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」などが必要となりますので、適用該当者には提出の確認をとりましょう。

⑦その他

障害者・特別障害者、寡婦・特別の寡婦、寡夫、勤労学生、控除対象配偶者、扶養親族、特定扶養親族、同居老親等の人数の確認も必要です。

■昨年からの変更点■

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の特例が創設されました。

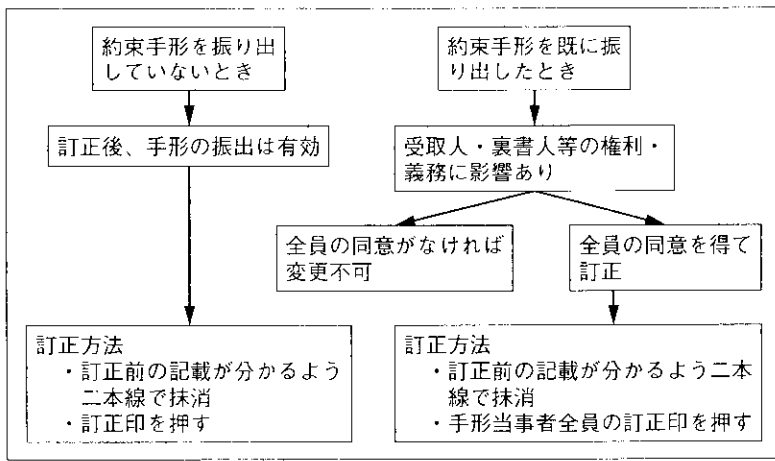
なお、平成23年分の給与の源泉徴収事務について、扶養控除等の見直しが行われますので注意しましょう。



手形の満期を 書き直したい

手形の満期訂正

支払いのため、約束手形を振り出そうと思います。いったん約束手形の満期日を書き入れましたが、支払にゆとりを持ちたいので書き直して振り出そうと思えます。こうしたことは、有効でしょうか。また振り出した後に満期を訂正することは可能でしょうか。



■振り出す前の訂正■

振出人が手形を作成した後、誰にも交付せず、まだ振り出していない状態であれば、満期の訂正は自由に行えます。訂正した後、その手形を振り出せば有効な手形として取り扱われます。

手形を振り出す前であれば、満期を変更しても未だ他人の権利義務に影響を与えることはないからです。

■振り出した後の満期日の訂正■

これに対して既に手形を振り出した後であれば、手形は流通過程に入ってしまったので、受取人、裏書人の複数の手形当事者が存在しています。このような場合に、振出人が満期を変更すると、受取人、裏書

人の権利・義務に影響することになりますから、振出人はこれらの手形当事者全員の同意を得たうえでなければ満期を変更することはできません。

■手形当事者全員の同意を得られなかった場合■

全員の同意を得ることができないまま満期の訂正をしようとする、そのような訂正は同意のある者との関係では有効ですが、同意のない者との関係では「変造」として取り扱われることとなります。

同意をしていない者は、自分の関知しない訂正後の文言について責任を追ういわれはないため、訂正前の文言に従って責任を負うこととなります。

したがって、例えば約束手形の振出人が裏書人の一部の同意を得ないまま満期を訂正した場合、その裏書人は、訂正前の満期を基準として責任を負うので、訂正前の満期に従って遡及権保全手続がとられた場合に限り、遡及義務を負うこととなります。

■訂正の方法■

手形上の記載の訂正の方法について

ては、法律上は特に規定がなく、任意の方法で訂正することができますが、実務上は訂正前の記載が分かるように二本線で抹消して、訂正印を押しておくことが一般的です。

このとき既に振り出した手形の場合、手形当事者全員の同意があったことを明らかにするため、手形当事者全員の訂正印を押しておくべきです。

このように振り出し前の手形であれば、満期を訂正して振り出しても問題なく有効な手形として取り扱われますし、既に振り出した後の手形であっても手形当事者全員の同意を得れば有効に満期の訂正を行うことができます。

ただし、訂正・抹消がなされた手形は、これを取得する方の立場からすると、正当な権限に訂正がなされたかどうか判断が困難であるため、流通しにくくなる上、約束手形の満期日の訂正の場合は、振出人の信用力に疑問を抱かれるため、更に流通が困難となります。

したがって、資金繰り上の差し迫った必要性のない限り、満期日の訂正は差し控えた方が賢明といえるでしょう。



「整理解雇」の実施 人選など合理性が必要 整理解雇の4つの要件

長引く景気低迷の影響でやむを得ず整理解雇を実施する企業が増加しています。経営再建中の日本航空も希望退職によるリストラが難航していることから大規模な整理解雇を実施する可能性があります。整理解雇は一般の解雇より厳格な制約が課せられていますが、どのような要件があるのでしょうか。そこで今回は整理解雇の実施について考えてみます。

整理解雇は企業の事業継続が困難なときに実施される解雇の形態です。不況による業務量の減少などで会社の経営が悪化したため、労働者

- ①会社の存続を図るため、人員整理が必要であること。
- ②一時帰休、希望退職の募集など解雇回避の努力をしたこと。
- ③被解雇者の選定に合理性があること。
- ④労働者側に対する十分な説明、協議がなされたこと。

↓
4つの要件に照らして妥当性がなければ「解雇権乱用」の可能性も

の一部または全部の雇用が維持しがたい状況に陥った場合に行う人員整理を目的とした解雇のことをいいます。

整理解雇は経営が悪化すれば企業の判断のみで実施することはできませんが、労働者に解雇される責任はな

く、使用者側の都合によって一方的に労働契約を解除するものであるため、普通の解雇以上に厳格な制約が設けられているのです。

基本的に企業の判断で解雇できるため労働者としては拒否することはできません。しかし、労働者の権利保護の観点から実施へのハードルは高く設定されています。それが「整理解雇の4要件」といわれるもので

す。

具体的には、①整理解雇の必要性、

②整理解雇の回避努力の状況、③解雇する人選の妥当性、④解雇手続きの適正性の4つの要件に照らして妥当といえなければ、裁判などで「解雇権の乱用」として不当解雇に認定される可能性があります。

■人員削減の必要性

人員を削減する経営上の必要性があることをいいます。整理解雇しなければ会社の存続が危ないとまでの必要性は要求されません。また再就職の便宜等の配慮や十分な状況説明などがあれば、経営再建のために必要があると認められるケースもあります。

■解雇回避の努力

整理解雇をする前に希望退職など、整理解雇を回避する手段を尽くしていることをいいます。一般的には賃金カット、パートの雇止め、時短、希望退職者の募集などの措置があります。しかし、「これをしていなければ整理解雇が無効となる」というような一律的な基準はなく、判断はケース・バイ・ケースとなります。

■被解雇者選定の合理性

被解雇者の合理的な解雇基準の設定があり、それが適正に運用されていることをいいます。選定者の主観が入り込んだ基準は合理的とされません。

■手続きの正当性

労働者と誠実に協議していることをいいます。判例ではたとえ労働者の同意が得られなくても会社が誠意を尽くして労働者との協議を重ねた上での客観的に合理性のある整理解雇であるならば、労働者の同意がなくとも整理解雇の実施を認めているケースもあります。

一般に経営再建中のケースなど、客観的に会社の危機が差し迫っている場合は、整理解雇が適法と認められやすい傾向があります。ただ、経営状態が悪化しているからといって直ちに「人員削減の必要あり」と認定されるわけではありません。適法かどうかは4つの要素を事例ごとに総合的に検討するため、判断は分かれます。このため実務上は4要件すべての充足を念頭におくべきでしょう。



得意先への贈答品費用 （広告宣伝費と交際費等）

今年も残りわずかとなりました。年の瀬になると、営業担当者が社名入りの贈答品を手にて得意先へ挨拶回りをしている光景がよく見られます。

このような贈答品費用については、その内容により、交際費等に含まれるものかどうかの区分がしばしば問題となることがあります。原則として交際費は損金不算入（※中小企業については、一定限度額の範囲内で損金算入が可）となるため気になるところです。

では、年末・年始などの挨拶回りの際、得意先へ贈答品を配った場合、その費用は税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

カレンダー・手帳等の贈答費用

得意先へカレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用は、本来交際費等になると思

われます。しかし、これらは、相手方の歓心を買うためというよりも、もっぱら広告宣伝を意図しているものですから、交際費等から除かれることとされています。

広告宣伝物品の範囲

これら広告宣伝費として損金算入できるカレンダー・手帳等の物品の範囲については、「多数の者に配布することを目的とし、主として広告宣伝的效果を意図する物品で、その価額が小額であるもの」と規定されています。

お歳暮は交際費

一方、デパートなどを通じて特定の得意先に対してお歳暮を贈った場合には、金額の多寡を問わず、たとえ少額であっても「お歳暮」という名目である限り交際費として扱われることとなりますので注意が必要です。

12月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- ★給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出
(1)提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2)提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- ★固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- ★11月分源泉所得税・住民税の特別徴収額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（22年6月～11月分）の納付
納期限…12月10日
- ★7月～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出
提出期限…12月20日
- ★10月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）
申告期限…平成23年1月4日
- ★1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成23年1月4日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成23年1月4日
- ★4月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）…半期分
申告期限…平成23年1月4日
- ★消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）
申告期限…平成23年1月4日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）
申告期限…平成23年1月4日

一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届
提出期限…12月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付
納期限…平成23年1月4日

世の中が大きく動く時には、それなりに社会不満が高まった結果、たまりにたまったマグマが新しい方へ流れ出す展開となるケースが多い。面白いのは、変化の渦中で人々の対応が千差万別であるということだ。▼大半の人がこのままではマズイと思いつつ、現状維持の行動を続ける。あれこれ不満を並べ立てるものの現状から一歩を踏み出せない。▼しかし、世の中にはいつでも少数派ながら先見力と実行力で現状打破の行動をとる人々がいる。そういった行動を

現状打破の行動を

率先して取れるのは事業家精神に富んだ人が多い。▼日本経済の長引く閉塞状況に国民のイライラは高まっている。その横で進取の気質にあふれた事業家はあちこちで動きだしている。いずれ時代の流れを先取りして成功を手にする人も多いだろう。そうになると、行動をためらっていた多くの人も慌てて動き出す。それが雪崩現象を起こして世の中が変わるのだ。いつの時代も世の中に変化をもたらすのは事業家精神を持った人々たちなのである。